

届書等作成要領

〔湯沢国道維持出張所〕

平成30年1月 作成 令和2年10月更新

道路占用届書(物件保守作業、緊急工事、占用物件の軽易な変更、試掘)

占用物件に係る以下の作業を行う場合に提出が必要です。

物件保守作業

占用物件の保守(点検・清掃など)を行う場合に届出が必要です。

占用物件の軽易な変更

占用物件の構造等を変更しようとする場合において、その内容が道路法施行令第8条に規定する軽易なもの(重量の著しい増加を伴わないもの、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないもの)に該当すれば、占用許可申請は不要ですが、工事内容の届出が必要です。

電線の張替、マンホール蓋の取替、電柱の建替 など

緊急工事

漏水、故障、断線など緊急に対処しなければならない状況において、工事内容の届出(場合によっては口頭でも可)により先行的に工事着手を認めるものです。なお、工事完了後、速やかに道路法第32条の占用許可申請を行ってください。ただし、占用物件の軽易な変更に該当するもの(切断された電線の張替など)は事後の占用許可申請は不要(緊急工事の届出のみ)です。

試掘

既設占用物件の位置を確認するための試掘を行う場合に届出が必要です。

〔提出する届書〕

2部(紙で提出する場合) 道路占用許可電子申請システムによる電子申請が可能

〔届書への添付書類〕

概要書、位置図、平面図、交通規制図(保安施設配置図)、緊急連絡体制表、工程表、現地写真、構造図(詳細図)、警察の道路使用許可申請書(写) など

内容によって添付する書類が異なるため、**詳細は湯沢国道維持出張所までお問い合わせください。**

道路占用届書(廃止、一般承継、名称変更、住所変更)

占用許可を受けた者の住所・氏名等に変更があった場合や工事を伴わない占用物件の廃止があった場合に提出が必要です。

〔提出する届書〕

1部(紙で提出する場合) 道路占用許可電子申請システムによる電子申請が可能

〔届書への添付書類〕

なし(基本的には添付書類不要ですが、内容確認の参考となる資料があれば添付してください)

疑義等ありましたら、事前に湯沢国道維持出張所(TEL:0183-72-1661)までお問い合わせください。作業(工事)にあたり、車道規制(片側交互通行、車線減少規制など)が伴う場合には、別紙(リアルタイム路上工事情報システム登録の流れ)を確認し、登録用紙を提出してください。

(別紙)

リアルタイム路上工事情報システム手続きの流れ

リアルタイム路上工事情報システム(以下、「システム」という。)は、東北地方整備局管内の直轄国道で実施される路上工事情報等を、リアルタイムに道路利用者へ提供することを目的としたシステムで、車道規制(片側交互通行規制、車線減少規制)情報などをシステムに登録することで、ホームページやカーナビ等で規制情報を閲覧することができるようになります。

1. はじめに

以下の手続きについては、湯沢国道維持出張所におけるものであり、他の事務所(出張所)では手続きが異なる場合もありますので、詳細は担当する各国道事務所(出張所)にお問い合わせください。

2. 事前の手続き(登録申請)

登録を申請をする場合、必要事項を記載した登録用紙を**工事(規制)5日前**(緊急工事など、突発的事案の場合を除く)までに担当者あて提出(メール・FAX可)してください。登録完了後、登録URLが記載された通知メールが携帯電話(申請した携帯電話メールアドレス)に送信されます。

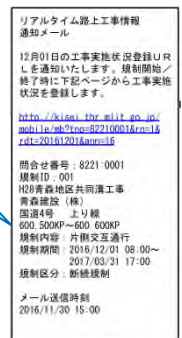
【通知メールのタイミング】

昼間工事(6:00～18:00)は規制前日の15:00に通知

夜間工事(18:00～翌6:00)は規制当日の12:00に通知

通知メールが届かない場合、申請したメールアドレスが正しく登録されていないか、ドメイン拒否(thr.mlit.go.jp)の可能性があるので、確認のうえ、担当者までお問い合わせください。

通知メール
(サンプル)



3. 工事(規制)当日以降の手続き

工事(規制)当日以降は申請した携帯電話から登録操作を行います。通知メールにあるURLからログインし、操作します。ログインに必要な「アクセスコード」は申請した現場代理人の携帯電話番号下8桁です。

【主な登録操作】

規制開始時に「開始」の操作

規制終了後に「終了」の操作

規制をしない場合に「中止」の操作

規制をしない場合でも操作が必要です。**失念が多いので注意**してください。

【登録操作の注意点】

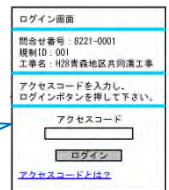
システムの工事情報は『上り』と『下り』が分かれています。上下線で規制を行う場合、「開始」「終了」などの操作を『上り』と『下り』それぞれ行う必要がある場合もあります。

規制終了時に「規制を終了する」「規制を完了する」という操作ができます。

「終了」は当日の規制終了時の操作、「完了」は当日の規制終了と同時に翌日以降の工事規制をなし(登録した工事規制を完了)とする操作になります。

間違えやすいので注意してください。

ログイン画面
(サンプル)



登録画面
(サンプル)



詳しい説明がなくても、簡単に操作できる構成になっています

(別紙)

リアルタイム路上工事情報システム手続きの流れ

リアルタイム路上工事情報システム(以下、「システム」という。)は、東北地方整備局管内の直轄国道で実施される路上工事情報等を、リアルタイムに道路利用者へ提供することを目的としたシステムで、車道規制(片側交互通行規制、車線減少規制)情報などをシステムに登録することで、ホームページやカーナビ等で規制情報を閲覧することができるようになります。

4. 道路情報板表示の手続き

システムによる規制情報等の提供と併せて、国道に設置されている道路情報板を利用した情報発信をしています。車道規制を実施する場合、規制前日16時まで必要事項を記載した道路情報板依頼書を担当者あて提出(メール・FAX可)してください。また、規制当日は、規制開始時に道路情報板の表示依頼、規制終了時に道路情報板の消灯依頼を電話にて行ってください。**電話連絡の失念が多いので注意**してください。

【電話連絡先】

平日 8時30分～17時15分

0183-72-1661 (湯沢国道維持出張所)

上記以外(夜間・休日等)

0183-73-3174 (湯沢河川国道事務所)

5. 担当者(問い合わせ先)

湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所

電話 0183-72-1661

FAX 0183-73-4495